

## 第 4 2 8 回佐賀地方最低賃金審議会

1 . 日 時 令和 3 年 8 月 10 日 ( 火 ) 19 時 00 分 ~

2 . 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室

3 . 出席者

### 公益委員

安 德 弥 生  
甲 斐 今日子  
富 田 義 典  
松 本 さぎり  
安 永 治 郎

### 労働者代表委員

草 場 薫  
草 場 義 樹  
小 池 和 明  
矢ヶ部 教 馬

### 使用者代表委員

江 島 秋 人  
八 谷 浩 司  
平 野 智 子  
淵 上 正 樹  
松 永 智 彦

### 事務局

労働局長

加 藤 博 之

労働基準部長

川 辺 博 之

賃金室長

野 村 徹 哉

賃金指導官

河 野 有 美

賃金指導官

定刻となりました。審議に入ります前に、事務局からご報告いたします。

本日は、吉岡委員がご欠席ではございますが、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている、定足数の10名に達していることをご報告いたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

ただ今から「第428回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

それでは、議事次第の(1)「佐賀県最低賃金の改正について」でございます。本年度の改正審議につきましては、専門部会におきまして、5回にわたって会議を開催し、委員の皆様には誠に熱心なご議論を重ねていただき、皆様のお手元に配付しております、「専門部会報告書」がまとめられております。

つきましては、専門部会の審議の概要、および専門部会の報告書について、甲斐部会長代理から説明をお願いします。

甲斐会長代理

はい、失礼いたします。

令和3年8月10日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県最低賃金専門部会

部会長 富田 義典

### 佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月10日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の佐賀県最低賃金(時

間額 7 9 2 円) は令和元年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。氏名につきましては、省略させていただきます。

別紙 1

## 佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域  
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 8 2 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり(令和3年10月6日)

別紙 2 をご覧ください。佐賀県最低賃金と生活保護との比較について、1 の最低賃金と 2 の生活保護費につきましては、省略させていただきます。

3 をご覧ください。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 2 年 1 0 月 2 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額と上記 2 の ( 3 ) に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上、報告といたします。

富田会長

どうもありがとうございます。

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

専門部会以外の委員の皆様方、特にご質問ございませんでしょうか。

(意見なし)

富田会長

それでは、佐賀県最低賃金の改正につきまして、提案し採決するという  
ことにいたします。

改めて申し上げます。佐賀県最低賃金につきましては、「専門部会報告」  
のとおり引上げ額を 29 円とし、1 時間当たり 821 円とする。

効力発生日については、法定どおりの 10 月 6 日とすることで皆様にお諮り  
したいと思っております。

それでは、今申し上げた金額、発効日等につきまして、賛成の方は挙手をお  
願ひいたします。

次に、反対の方は挙手をお願いいたします。

まとめますと賛成 9 名、反対 4 名です。したがって、佐賀県最低賃金に  
つきましては、出席者の過半数の賛成で報告書の内容のとおりで決まらせて  
いただきます。

それでは、議事次第の(2)「佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申」で  
すが、事務局から「答申文」の案の配付をお願いいたします。

(「答申文」案を各委員及びマスコミに配付)

それでは、「答申文」案の朗読をお願いいたします。

賃金室長

はい。

令和 3 年 8 月 10 日

佐賀労働局長

加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会会長

会長 富田 義典

佐賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月2日付け佐労発基 0702 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の佐賀県最低賃金(時間額 792円)は令和元年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1と別紙2につきましては、先ほどの報告書の内容のとおりですので、省略させていただきたいと思えます。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

以上の答申でよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

富田会長

どうもありがとうございます。

ご異論がございませんので、これで佐賀労働局長へ答申することにいたします。

(答申文手交)

それでは、局長から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

労働局長

ただいま、佐賀県最低賃金の改定について、答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中、連日真摯にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

本年度における佐賀県最低賃金の改定につきましては、7月2日の本審議会に於いて諮問をいたしました。7月21日には中央最低賃金審議会の目安の伝

達をさせていただきました。

これを受けまして、佐賀県地方最低審議会におきましては、コロナ禍における佐賀県の経済・雇用の実態などを見極めつつ、専門部会も含めまして8回にわたって精力的にご審議をいただき、答申をとりまとめていただきましたことに、お礼を申し上げます。

佐賀労働局といたしましては、改定最低賃金の本年10月の発効に向け、所要の手続きに万全を期してまいります。

また、改定後の最低賃金額の周知、履行確保に努めるとともに、特に中小企業・小規模事業者に対する支援に関しては、助成金制度の周知や相談等によって丁寧に対応してまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、引き続きの支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

富田会長

それでは次に、議事次第(3)その他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

賃金室長

本日の答申に対して、異議のある者の申出を受けるため、本日付けで8月25日まで本庁舎掲示板に公示します。最低賃金法等に基づき、8月25日(水)までが公示期間となります。

例年異議申出がなされており、今回も提出が見込まれておりますので、8月26日木曜日午前10時から審議会を予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

富田会長

いわゆる異議審が、8月26日木曜日午前10時からということになっておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、以上でよろしいでしょうか。

皆様、特にご意見ございませんでしょうか。

草場(義)委員

労働者側の草場（義）と申します。一点だけ確認を取っておきたいと思ひまして、悪いという意味で言っているではありません。

県内4団体の方々が、審議会途中にいろいろと申出をされたりしていましたが、これが妥当であるかということだけ審議をしてもらって、その答えを、次回開催日に我々にも共有させていただければと思います。

富田会長

これは、公益に答えを求められていますか。

草場（義）委員

そうですね。この審議会の在り方には一定のルールがあると思っています。今回の件が、ルールに則ったものであるかどうか先ず見定めていただいて、則ったものということであればそれを共有しておきたいし、ちょっとまずかったと言うことであれば、またそれを共有しておきたいということで、ちょっと振り返っていただいて、見解をいただきたいと思います。

富田会長

それは次回異議審の時に、一つ話題にするということによろしいでしょうか。

草場（義）委員

はい。

富田会長

それでは、ほかにございませんでしょうか。

（発言なし）

富田会長

本日の審議会はこれにて終わりにします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側小池委員、使用者側平野委員をお願いいたします。

皆様、例年のこととはいえ、審議に関しましてありがとうございました。

それでは、どうもお疲れ様でした。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---